

平成22年 No.43

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

制定理由

附属学校運営参事の職務権限について、附属学校の運営に関する業務を処理するとの記載しかなく、大学と附属学校間及び附属学校相互間における教育・研究等の連絡調整等重要な役割を担っていることから、参事の業務を明確にすること、その他の所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年10月 1 日 附属学校運営会議 審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年10月 4 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年規程第29号

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営参事の職務権限について、附属学校の運営に関する業務を処理するとの記載しかなく、大学と附属学校間及び附属学校相互間における教育・研究等の連絡調整等重要な役割を担っていることから、参事の業務を明確にすること、その他の所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議 第1節 附属学校運営部 (業務) 第33条 附属学校運営部（以下「運営部」という。）は、大学と一体となった附属学校の運営を図るとともに、<u>大学と附属学校間及び附属学校相互間の連絡調整を行う。</u> (業務の統括) 第34条 副学長（研究・附属学校等担当）は、学長の命を受け、附属学校の運営に関する業務を統括する。 (附属学校運営参事) 第35条 運営部に、附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）2名を置き、 本学の専任教授及び附属学校の副校長等の経験者をもって充てる。 2 運営参事は、副学長（研究・附属学校等担当）の監督の下に、<u>大学と附属学校間の連絡調整、附属学校への指導・助言を行うほか、附属学校の運営に関する業務を処理する。</u> 3 運営参事は、役員会及び附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。 4 運営参事の任期は2年以内とし、1回に限り再任されることができる。ただし、65歳に達した日の属する年度の末日を超えることはできない。 5 欠員が生じた場合の後任運営参事の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成22年10月4日から施行する。</u>	〔省略〕 第5章 附属学校運営部及び附属学校運営会議 第1節 附属学校運営部 (業務) 第33条 附属学校運営部（以下「運営部」という。）は、大学と一体となった附属学校の運営を図るとともに、<u>大学と附属学校相互間及び附属学校相互間の連絡調整を行う。</u> (業務の統括) 第34条 副学長（研究・附属学校等担当）は、学長の命を受け、附属学校の運営に関する業務を統括する。 (附属学校運営参事) 第35条 運営部に、附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）2名を置き、 本学の専任教授及び附属学校の副校長等の経験者をもって充てる。 2 運営参事は、副学長（研究・附属学校等担当）の監督の下に、<u>附属学校の運営に関する業務を処理する。</u> 3 運営参事は、役員会及び附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。 4 運営参事の任期は2年以内とし、1回に限り再任されることができる。ただし、65歳に達した日の属する年度の末日を超えることはできない。 5 欠員が生じた場合の後任運営参事の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕